

議 長	局 長	主幹・係長	係

粕屋町議会 視察研修報告書

下記（別紙）のとおり、視察研修に参加しましたので、その内容について報告いたします。

粕屋町議会議長 末 若 憲 治 様

令和 8 年 8 月 10 日

粕屋町議会
総務建設常任委員会
案浦 兼敏

報告事項

委 員 会 名	総務建設常任委員会
---------	-----------

【視察研修①】

日 時	令和 8 年 8 月 4 日 1 0 時 ～ 1 2 時
視 察 先	福井県坂井市
研 修 目 的 (テーマ)	ふるさと納税事業の取り組み及び寄附金の使い道について
現状と課題	ふるさと納税制度は、本来の趣旨である「地域を応援する仕組み」から「特産品購入のためのオンラインショップ化」し、地域間競争が激化している。 粕屋町においては、返礼品の開拓が進まず、一部の事業者に頼っている状況にあり、寄附額も減少傾向にある。 そこで、地域事業者との連携と返礼品開発の手法、寄附者との関係づくりなどについて、先進自治体への事例調査を行った。
概 要	今回調査した福井県坂井市は、人口 87,423 人、平成 18 年 3 月に 4 町が合併して誕生した市である。 農林水産業も盛んで、市域に丸岡城や東尋坊などの観光資源があることから、食と観光のまちとしてアピールしている。 ・ふるさと納税事業者数延べ 174 社、返礼品数約 1,500

	品目であり、上位 3 品目は、①米（コシヒカリ）②菓子 ③魚介類である。 ◎ふるさと納税に取り組む理由 ①寄附金の使い道を市民提案の実現に活用すること、②事業者のビジネス力向上につなげること、③寄附者を関係人口に位置づけ、坂井市のファンを増やすこととしている。 ※令和 7 年度の寄附額は、米不足のため 15 億円に減った（令和 6 年度 17 億円）が、財政運営（歳入予算額 487 億円）を左右する規模ではないと、あまり気にしていない。 ◎寄附金の使い道を市民が提案し決定する「寄附市民参画制度」について ・平成 18 年に 4 町が合併し、市民協働のまちづくりが課題となっていた。「寄附市民参画制度」は、市民が主体的に地域づくりへ参画する機会を創出することになり、市政への関心・愛着醸成など、効果が出ている。 ①寄附金の使い道を<u>市民公募</u>、②<u>市民をメンバー</u>に含む検討委員会で寄附金の使い道を決定 ○事業採択の基準 先駆性、共感性、妥当性、実現性、継続性 ※ 特定の個人への利益、<u>市が本来やるべき通常業務は、不採用としている。</u> ◎ふるさと納税を活用したクラウドファンディング、地場産品創出事業者への支援（地場産品創出支援事業補助金）について ・地域産業の成長や地場産品の創出につなげるため、市内事業者の挑戦を支援する仕組みとして導入した。 ・市内事業者の設備投資や新商品開発を後押しすることにより、返礼品の充実や地域経済の活性化に成果が表れ始めている。 ◎ふるさと納税推進体制について ・企画政策課にふるさと納税推進室を置き、室長以下 6 名体制（うち会計年度職員 3 名）で、寄附者対応・交流を行っている。 ・事業者対応や PR については、中間事業者へ委託している。
質 疑 応 答	Q 寄附市民参画制度（対象：市民）の導入により、ふるさと納税（対象：市外居住者）寄附額の増加など、関係関係は見られるのか。 A 関係関係は見られない。寄附市民参画制度は、市民協働のまちづくりのため、市民が主体的に地域づくりへ参画する機会を提供するものと考えている。 Q 中間事業者の役割は A 地場の中間事業者であるため、様々な情報を持っており、新規返礼品の開発など、事業者支援に大きな成果をあげている。

所 感	○ふるさと納税寄附金の使い道については、町が本来やるべき通常業務は除くべきで、新たな課題に対応するために使われるべきものと思う。 ◎「新たな地場産品の創出」などのためには、事業者への支援が必要であり、クラウドファンディングによる事業者支援の方法は、大いに参考とすべきと思う。 ◎ふるさと納税事業の推進体制としては、新規返礼品開発などの事業者支援に取り組むためには、中間事業者などの活用を検討すべきと思う。
-----	---

【視察研修②】

日 時	令和 8 年 8 月 5 日（水） 9 時 3 0 分～ 1 1 時 3 0 分
視 察 先	滋賀県草津市
研 修 目 的 （テーマ）	草津川跡地利用基本計画について
現状と課題	粕屋町では、「駕与丁公園魅力向上事業」をはじめ、「九大農場跡地のまちづくり」や「長者原駅・原町駅周辺のまちづくり」など、民間活力を活かしたまちづくりが求められている。 このような中で、町民の意見聴取や民間活力の導入の方法などについて、先進自治体の取り組みを参考とするため、今回、事例調査を行った。
概 要	今回調査した滋賀県草津市は、滋賀県南部に位置し、人口 141,704 人、滋賀県第 2 の都市である。 古くから東海道と中山道が分岐・合流する宿場町として栄え、現在も、京阪神大都市圏近郊という立地条件に加え、大学や各種産業の集積によって若い活力に満ちたまちとして発展している。 ○旧草津川・廃川までの経緯 市街地を流れる草津川は、天井川であり、洪水の際に大規模水害が懸念されていた。 昭和 46 年に県の河川改修事業が採択され、昭和 57 年に工事着手（平成 4 年から国の直轄事業）、平成 14 年の新草津川通水開始により、旧草津川は廃川となった。 ○草津川跡地の利用について 平成 11 年に「草津川廃川敷地利用計画検討協議会」が設置され、幅広い跡地利用の検討が行われた。 また、<u>跡地利用計画に学識経験者や地域住民等の意見を反映</u>させるため「草津川廃川敷地利用計画検討懇話会」

	を設置し、<u>市民を対象とした公開フォーラム等</u>を踏まえ、平成 13 年に「<u>跡地利用に関する提言</u>」を取りまとめた。 平成 14 年 5 月に協議会が、<u>提言と要望を踏まえ、「草津川廃川敷地整備基本計画」</u>を取りまとめ、将来の跡地利用のための基本的な方向性を示した。 ○「草津川跡地基本構想」（平成 23 年 5 月策定） 平成 22 年に「草津川廃川敷地土地活用検討委員会」を設立し、委員会、<u>市民アンケート、パブリックコメント</u>を実施し、委員会からの提言を受けて、基本構想を策定。 ○「草津川跡地基本計画」（平成 24 年 10 月策定） 平成 23 年に「草津川跡地利用基本計画検討委員会」を設立し、委員会、<u>全学区・地区の説明会</u>を実施し、委員会からの提言を受けて、基本計画を策定。 ◎以上のとおり、それぞれの計画等の策定過程で、市民の意見を丁寧に聴取し、計画等に反映している。 ◎区間 6 の事業実施に当たり、公園 P F I の導入にあたって P F I 採用に至った理由について 国土交通省の地域プラットホームでの官民対話（サウンディング）を行った結果、国道 1 号線に隣接するエリアであり、事業者から集客を見込める可能性が得られたため。 なお、公園 P F I 制度の創設前である平成 29 年度供用開始の区間 2 及び区間 5 については、設置管理許可制度を活用し、民間活力を導入した。 ◎公園 P F I を導入することにより、期待される効果について P a r k－P F I の制度を活用することにより、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を想定している。 ○事業収益と公共性のバランス ・事業者においては、制度の特例措置により、公園という立地環境を活かしつつ、長期的な施設の運営が可能。 ・公園管理者においては、民間事業者の公募対象公園施設（収益施設）から生じる利益を活用して、特定公園施設の整備を一体的に行うことより効率的・効果的な整備が促進される。 ・公園利用者においては、公園の利便性向上とともに、公園周辺も含めたエリアの魅力向上につながる。
質 疑 応 答	Q P a r k－P F I の導入にあたって、国・県の協力は。 A 国（国土交通省）と県（公園部局）とは、職員の相互派遣により協力してもらっている。

所 感	○草津川は、琵琶湖へ注ぐ 1 級河川となっていることから、廃川部分は国から県へ移管され、草津市が県から用地を購入している。このことから、国・県の協力が得られやすかったと思われる。 また、P a r k — P F I の導入にあたっては、国・県と積極的に情報交換を行うことなどの必要性を感じた。 ○旧草津川の廃川から、跡地基本構想・跡地基本計画の策定、事業の実施まで、かなりの年月を要している。 その間、市民を対象とした公開フォーラムの開催、市民アンケートやパブリックコメントの実施、また全学区・地区の説明会を開催するなど、計画等の策定の各段階で市民の意見を丁寧に聴取し、計画等に反映している。 このことは、九大農場跡地の基本構想・基本計画の策定等にも、大いに参考にすべきと思われた。
------------	---